南島原市監査委員公表第１号

令和７年11月11日に提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第 5 項の規定に基づき監査を行った結果を、同条同項の規定により公表します。

令和８年１月16日

南島原市監査委員　　伊 藤　　幸 雄

南島原市監査委員　　小 嶋　　光 明

監査結果の報告

住民監査請求

（令和 7 年 11 月 11 日請求）

南島原市監査委員

目　　次

第１　監査の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　請求人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　請求日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　３　請求の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　４　事実証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２　請求の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第３　監査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　監査対象事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　監査対象部局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　３　請求人の陳述・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　４　関係職員の事情聴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第４　監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　１　事実関係の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　（１）事業経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　（２）当該用地にかかる移転補償契約交渉・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　　（３）当該工事の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　　（４）抗議書及び回答書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　２　判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　　（１）工事費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　　（２）入札執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　　（３）道路の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　（４）補償手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　３　結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　４　意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第１　監査の請求

１　請求人

２　請求日

令和 7 年 11 月 11 日

３　請求の要旨（要約）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項に基づき、事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

（１）請求の対象となる機関

南島原市長（以下「市長」という。）

（２）対象となる行為

令和元年 9 月 27 日入札執行の市道黒田八反間線道路改良工事(以下「当該工事」という。）は、入札、着工から 6 年経過するが、現在も通行不能である。

（３）措置請求

当該工事の完成を令和 8 年 3 月 31 日とするよう求める。

（４）その行為が違法または不当であるとする理由

ア　6 年も通行不能な工事費 3,200 万円は、公費の無駄使いである。

イ　入札時から通行不能とわかっていながら入札に付したと思われる。

ウ　市長へ抗議書を出したが「早期完成を目指している。」と回答があった。6 年も通行不能な道路の現状は、行政の怠慢である。

エ　市長は、市民を騙していいのか。

４　事実証明書

（１）令和元年 9 月 27 日執行の入札結果表

（２）当該工事の平面図（入札資料）

第２　請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認め、令和 7 年 11 月 27 日付けで受理した。

第３　監査の実施

１　監査対象事項

措置請求書に記載されている事項、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、本件請求の要旨を次のように解し、当該工事により完成確認を得た道路の現状が財産の管理を怠る事実に該当するか否かを監査対象事項とした。

（１）指定された職員
　市長

（２）請求人が違法、不当と主張する内容
　ア　当該工事に要した工事費
　イ　当該工事の入札執行
　ウ　道路の現状
　エ　補償手続

２　監査対象部局

本件請求の監査対象部局を次のとおり特定した。
（１）建設部建設課（以下「建設課」という。）
（２）建設部管理課（以下「管理課」という。）

３　請求人の陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 16 日に請求人に対して新たな証拠書類の提出及び陳述の機会を設けた。新たな証拠書類の提出はなく、請求人 2 人が出席し要旨の補足を行った。

陳述の概要は次のとおり。

（１）請求人Ａ

私達が言いたいのは、入札に付して 6 年経っても完成しないのは、行政の怠慢ではないかということです。入札の図面は、そもそも通れないことを前提にしていると私達は見ています。出口は真っ黒になっており、最初から通れない道路とわかっていながら、3,200 万円を使って道路を造ることは納得できません。

それと、何故、6 年も通れないような仕事をさせたのか。市長は「早急に通れるように頑張っております。」と私達に回答しましたが、6 年も経つのに、早急にと、そういう言葉が使えますか。これほど杜撰な行政のあり方も、市民として腹立たしいですね。6 年もできなかったのだから、今年度の 3 月までに完成するよう勧告を求めます。

（２）請求人Ｂ

この問題については、どういう計画で、どのように国、県に要請して書類を作成したのか、地権者の補償はあったのか、調べてほしい。地権者の土地、農地を代替地または金額で補償するのか。要するに、どのような手続きを行ったのか調べてほしい。議会でも、これをどうしたか取り上げていないのです。私が疑惑に思ってることは以上です。

４　関係職員の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 16 日に建設部長同席のもと、建設課長及び管理課長から事情聴取を実施し、併せて当該工事にかかる関係書類の提出を求めた。

（１）建設課長の事情聴取

ア　当該工事の予算執行について

「工事費は無駄使いである。」という請求人の主張は否認します。

平成 24 年 2 月 17 日、地権者代表者から、利便性の向上及び安全な道路として整備するよう要望書が提出され、当課において要望内容を精査し、安全な通行路の確保並びに地元地域の発展に寄与すると判断したものです。

地元説明会を開催し、事業の賛同、協力意向に基づき実施しており、地権者の同意を得たものとして事業の推進を図っています。

現在の利用状況は、ありえコレジヨホール（以下「市ホール」という。）駐車場側からの車両の出入りは可能であり、隣接耕作者は利用いただいています。歩行者及び自転車については、県道雲仙有家線（以下「県道」という。）側からも通り抜けできる状態となっています。

イ　入札に付した図面について

「通行不能とわかっていながら入札に付した。」という請求人の主張は否認します。

工事の発注は、地権者より用地補償の承諾が得られた箇所から整備、着手しています。しかしながら、県道側の出入り口付近の用地（以下「当該用地」という。）につきましては、地権者と用地交渉を継続中であったため、承諾後に整備を進める計画とし、当該工事内容から除外し発注したものです。

ウ　今後の工事について

当該工事の入札から 6 年の期間を要しており、請求人の抗議書に対し「早期完成を目指して取り組みを進めているところです。」と回答したことは認めますが、「行政の怠慢である。」という請求人の主張は否認します。

現在、県道側からの自動車の通り抜けは出来ませんが、歩行者や自転車の（県道側と市ホール側）両方向からの通行は可能となっております。この間、当該用地につきましては、地権者に対し、事業及び用地協力に取り組んでおり、なるべく早い時期での事業完成を目指しています。具体的には、用地の承諾に時間を要していることから、現在通行止めになっている県道側交差部を、現状の幅員により車両も出入り可能とする整備を令和 8 年度に実施し、その後、供用開始する計画としております。したがって、「早期完成を目指すと言って市民を騙していいのか。」という請求人の主張は否認します。

（２）管理課長の事情聴取

ア　用地交渉について

平成 28 年 5 月から地元説明会を 3 回開催しております。平成 28 年 11 月の第 2 回地元説明会において地権者から事業の賛同を経て、平成 29 年 12 月に当該用地の借主からも補償費調査の同意を受けた後、平成 30 年 3 月に調査を完了し、令和 2 年 3 月末までに当該工事にかかる土地の購入及び物件移転の補償を行いました。

当該用地につきましては、借主が営業用の建物を所有していたため、民法(明治 29 年法律第 89 号。)第 177 条に規定する不動産に関する物権の変動の対抗要件及び不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。）第 74 条に規定する所有権の保存の登記並びに南島原市用地事務取扱要領（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 58 号。）第 5 条に規定する土地等の取得前における工事の禁止に基づき、借主である建物所有者の同意を得た後、地権者と契約を行う計画を進めてきました。しかしながら、令和 6 年に、当該用地は、所有権移転に伴い借主である建物所有者名義となったことを確認したことから、新地権者（以下「未契約者」という。ただし、平成 28 年から平成 29 年の時点では地権者ではなく、地権者から土地を借りていた当該用地の建物所有者。以下同じ。）と補償物件移転契約にかかる交渉を令和 7 年 11 月まで行ってきたところです。

イ　今後の方針について

これまでの経過により、今後、未契約者から同意を得ることは難しいと判断し、令和 7 年 11 月をもって用地交渉を休止することとしました。今後、未契約者から合意の意思が得られる際は、未契約者本人から当課へ連絡いただくようお願いしております。

（３）当該工事にかかる関係書類の提出

ア　建設課提出書類

①事業概要（建設課関係）

②工事台帳（写し）

③工事成績関係書類（写し）

④工事完成検査調書（写し）

⑤入札契約資料（写し）

⑥契約変更資料（写し）

⑦令和 7 年 8 月 20 日付け市長へ確約書を求める件（写し）

⑧令和 7 年 9 月 17 日付け確約書を求める件につきまして（回答）（写し）

イ　管理課提出書類

①事業概要（管理課関係）

②移転補償契約交渉一覧

第４　監査の結果

１　事実関係の確認

本件請求及び関係職員調査に基づき、次に掲げる事実を確認した。

（１）事業経過

ア　地権者代表者から市長への要望書提出

①提出期日　平成 24 年 2 月 17 日

②要望内容　南島原市有家町山川（県道から市ホール裏駐車場付近）の市道改良工事　延長Ｌ＝140ｍ　幅員Ｗ＝5.0ｍ

③要望理由　市ホール駐車場からの出入り時の混雑解消と近隣の大型商業施設への通路として歩行者が里道、農道を歩行しており、通行路として危険な状況であるため。

イ　事業経過

①市の方針　安全な通行路の確保並びに生活道路、産業基幹道路としての利便性の向上を図るため改良工事を行う。延長Ｌ＝240ｍ（県道～市道有田隅田線）　幅員Ｗ＝7.0m＋歩道 2.0m

②事業開始　平成 28 年度

③事業経過

期　日	内　　容
H28.5.13	要望範囲外の地権者へ説明会の案内
H28.5.18	第 1 回地元説明会（市の方針、立ち入り同意）
H28.8.2	測量設計業務委託契約（㈱工藤測量設計 南島原営業所）
H28.11.28	第 2 回地元説明会（地権者/道路計画に賛同）
H29.6.14	第 3 回地元説明会（未契約者/欠席）
H29.6.28	測量設計業務委託契約完了
H29.12.28	※未契約者から自宅訪問にて調査の同意を得る。
H30.1.24	土地鑑定評価業務委託契約（長崎総合鑑定㈱）
H30.1.24	補償費積算業務委託契約（㈱工藤測量設計 南島原営業所）
H30.2.28	土地鑑定評価業務委託契約完了
H30.3.20	補償費積算業務委託契約完了
H30.3 月～R2.3 月	当該工事に伴う土地購入（地権者 A 氏、B 氏、C 氏）
	当該工事に伴う土地購入（地権者 D 氏、E 氏、F 氏）
	当該工事に伴う物件移転補償（地権者 D 氏、E 氏、F 氏）
	当該工事に伴う電線路移転補償（CATV 局）
R1.9.27	当該工事入札執行
R1.10.15	当該工事請負契約（㈲林田土建）
R2.3.30	当該工事契約変更（第 1 回）

期　日	内　　容
R2.4.27	当該工事契約変更（第2回）
R2.5.14	当該工事完成確認通知
R6.6.6	補償費算定業務委託契約（㈱工藤測量設計 南島原営業所）
R7年度	整備工事実施のためのR8年度予算計上（予定）

（２）当該用地にかかる移転補償契約交渉

平成28年11月の第2回地元説明会において、市は未契約者から前向きな回答があったとしながらも、営業集客に影響する可能性があるので、協力できない場合もあることを理解してほしいと告げられている。その後、平成29年12月、未契約者から補償費調査への同意を得たとし、市は平成30年1月に㈱工藤測量設計南島原営業所と補償費積算業務委託契約を締結し、同年3月に調査を完了した。

当該用地にかかる移転補償契約の交渉は、平成30年12月18日の第1回目から未契約者は営業集客に影響が出ると難色を示し、その後の交渉においても補償費及び代替地の折り合いがつかず、交渉は令和7年11月14日まで7年間、計24回に及んだ。また、これとは別に、令和6年1月23日、令和7年2月18日、同年10月3日の3回に渡り、市は、地権者代表者へ代替地等の相談を行い、未契約者との交渉解決に向けた補償案を模索し、事業の推進を続けた。

なお、令和6年11月18日の交渉時において、市は、当該用地の名義が未契約者に移転したことを告げられ、次の交渉日となる令和7年2月13日において、登記簿の確認を行っている。

未契約者と市の担当窓口である建設部（平成30年度及び平成31年度は建設課、令和3年度以降は管理課）の交渉期日は、次のとおり。

ア　平成30年度　3回　12月8日、2月1日、3月18日

イ　平成31年度　5回　4月4日、6月25日、9月26日、11月21日、12月24日

ウ　令和3年度　1回　5月19日

エ　令和5年度　3回　6月1日、1月15日、1月25日

オ　令和6年度　7回　4月5日、9月5日、10月1日、10月16日、11月18日、2月13日、2月21日

カ　令和7年度　5回　4月21日、6月5日、6月6日、10月2日、11月14日

このように、長年に渡り交渉を行ってきたが同意に至らなかったため、市は、今後、未契約者から同意を得ることは難しいと判断し、令和7年11月14日をもって用地交渉を休止し、現状の幅員で車両の進入部に支障がないことを前提に、今後、県道側からも車両通行できるよう事業を進める予定とのことである。

（３）当該工事の概要

ア　入札執行日　令和元年９月 27 日

イ　契約締結日　令和元年 10 月 15 日

ウ　概要

①当初契約額　35,586,100 円（税込）

②受注者　有限会社　林田土建

③工事内容

工事長Ｌ＝132（141）ｍ　Ｗ＝5.5（8.95）ｍ　掘削工Ｖ＝170 ㎥

盛土工Ｖ＝377 ㎥　擁壁工Ｌ＝234ｍ（Ｖ＝134 ㎥）　排水工Ｌ＝146ｍ

アスファルト舗装工（車道）Ａ＝957 ㎡　（歩道）Ａ＝261 ㎡

防護柵工Ｌ＝70ｍ　区画線工Ｌ＝436ｍ　縁石工Ｌ＝109ｍ

誘導ブロック工Ｎ＝412 枚

④第１回契約変更

・変更契約日　令和２年３月 30 日

・変更理由　地元調整に日数を要したため、繰越承認後工期を延長

・変更内容　37 日間の工期延長

⑤第２回契約変更

・変更契約日　令和２年４月 27 日

・増減額　861,300 円（税込）

・変更理由　路床のＣＢＲ試験を実施した結果、軟弱地盤であることが判明したため、地盤改良工を追加

・変更内容

工事長Ｌ＝94（140）ｍ　Ｗ＝5.5（8.95）ｍ　掘削工Ｖ＝200 ㎥

盛土工Ｖ＝196 ㎥　地盤改良工Ａ＝945 ㎡　擁壁工Ｌ＝230ｍ（Ｖ＝132 ㎥）

排水工Ｌ＝125ｍ　アスファルト舗装工（車道）Ａ＝602 ㎡

（歩道）Ａ＝162 ㎡　防護柵工Ｌ＝72ｍ　縁石工Ｌ＝98ｍ

誘導ブロック工Ｎ＝337 枚　10 日間の工期延長

エ　完成年月日　令和２年５月８日

オ　完成検査及び完成確認通知　令和２年５月 14 日

カ　請負代金額　36,447,400 円（税込）

（４）抗議書及び回答書

請求人が市長へ提出した書面及びその回答書は、本件請求に事実証明書として提出されなかったため、建設部へ該当する書面の提出を求め、当該工事に対する抗議が書かれた書面の写しとその回答書の写しが、関係職員の事情聴取時に提出された。

書面の詳細は次のとおり。

ア　令和7年8月20日付け市長へ確約書を求める件

①提出者　本件請求人が所属する市民団体

②内　容（該当部分要約）

当該工事は、令和元年9月27日発注後、すでに6年間通行不能な道路で、工事費3,200万円の無駄遣いである。常軌を逸しており、その道路を令和8年3月31日までに完成させる確約書を求める。

イ　令和7年9月17日付け確約書を求める件につきまして（回答）

①回答者　市長

②内　容（該当部分抜粋）

当該工事については、現在、早期完成を目指して取り組みを進めているところですが、令和8年3月31日までの完成については、困難であるものと考えています。何卒ご理解のほど、よろしくお願いします。

なお、このたびご要望いただきました「確約書」につきまして、大変恐縮ではございますが、貴団体の要望には沿うことができません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2　判断

本件請求は、当該工事は着工から6年も経つのに、いまだに計画どおりに車両が通れる道路を完成させていないとして、第４の１の（４）に示したとおり、市長に対し「その道路を令和8年3月31日までに完成させる確約書を求める。」と抗議を行い、市長から「早期完成を目指して取り組みを進めているところです。」と回答を受けたことに端を発し、「工事費の無駄遣いである。」「通行不能とわかっていながら入札に付した。」「6年も通行不能な道路の現状は、行政の怠慢である。」「補償手続きに問題はなかったのか。」などの主張により当職に監査を求め、当該工事の完成を令和8年3月31日とするよう勧告を求めたものである。

法第242条第2項は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りではないと定めている。請求人は、本件請求において、当該工事を監査の対象行為として請求しているが、当該工事は、令和元年9月に入札を執行し同年10月に契約を締結した案件であり、市は関係法令に基づき結果を公表している。したがって、違法または不当な財務会計行為に対する法第242条第2項による請求として、一部、不適法な部分も含まれているが、請求の要旨が、当該工事が未完成で、いまだに通行不能であると解されることから、当該工事により完成確認を得た道路が財産の管理を怠る事実に該当するか否かについて着眼し、監査を実施した。

本件監査において認められた事実関係に基づき、次のとおり判断する。

（１）工事費について

請求人は、「工事費の無駄遣いである。」と主張しているが、これは、当該工事により完成確認を得た道路は、現在も通行不能であり、第４の１の（３）に示した最終契約額が 36,447,400 円（税込）となる工事費の無駄遣いであると解する。当該工事は、令和 2 年 5 月 14 日に工事完成検査を経て、市は、同日付で工事完成確認書を通知し受注者から道路の引き渡しを受けている。現在の利用状況は、市ホール駐車場側からの車両の出入りは可能であり、隣接耕作者は車両の乗り入れを行っている。歩行者及び自転車については、県道側からも通り抜けできる状態であり、当職が建設課長の事情聴取内容を確認するため現地調査を行ったが、車両については、県道側からの進入はできないものの市ホール側からは通行できる状態であり、通行不能ではなかった。当該用地にかかる用地交渉は完結していないことから、用地補償の承諾が得られている部分のみ道路改良工事として発注し、竣工していることが契約関係資料からも確認できる。請求人が「未完成」と述べているのは、事業目的の一つである県道と市ホールを連絡する道路としての機能を備えていないことを指していると思料するが、当該工事により完成確認を得た道路は、車両の利用を含めた道路の使用がまったくできないわけではなく、今後も、生活道路、産業基幹道路としての利便性の向上を図る道路改良事業として計画は継続している。

よって、「工事費の無駄遣いである。」という請求人の主張は理由がないものと判断する。

（２）入札執行について

請求人は、「通行不能とわかっていながら入札に付した。」と主張している。当職が建設課から入札契約関係資料の提出を受け内容を精査した結果、入札資料及び契約変更資料のとおり工事が行われていることを確認した。第４の２の（１）で述べたとおり、当該工事は、用地補償の承諾が得られている部分のみ道路改良工事として入札に付されている。また、請求人は、「入札の図面は、出口は真っ黒になっており、最初から通れない道路とわかっていながら公費を使って道路を造ることは納得できない。」と陳述で述べている。これは、請求人が事実証明書として当職に提出した当該工事の平面図（入札資料）が白黒印刷であったため、「県道側の出入り口に記された横断歩道を示す部分」が黒く印刷されていることを指しているものと思料する。請求人からは、入札資料の平面図のみ事実証明書として提出され、変更契約時の平面図は提出されていないため、建設課から提出された平面図（カラー印刷）により入札資料と契約変更資料の図面比較を行った。

当該工事は、第４の１の（３）に示したとおり、市は、変更契約を 2 回行っている。第 1 回目は 37 日間の工期延長、第 2 回目は工事の数量増減及び 10 日間の工期延長に併せ、横断歩道整備の区画線工事を除外し、軟弱地盤であることが判明したため地盤改良工事を追加している。契約変更資料の平面図からは横断歩道の整備が

除外されており、必要に応じた変更内容といえる。一方、請求人は、「通行不能とわかっていながら入札に付した。」とする部分について、「図面の出口は真っ黒になっている。」と入手した入札資料に対する主観を述べたにすぎず、何ら証拠を示していない。

よって、「通行不能とわかっていながら入札に付した。」という請求人の主張は理由がないものと判断する。

（３）道路の現状について

請求人は、「6 年も通行不能な道路の現状は、行政の怠慢である。」と主張している。当該工事が当初の事業計画に基づく幅員を確保することができず、県道側からの車両の出入りを可能とする工事を発注することができなかったのは、第４の１の（２）に示したとおり、地権者の名義変更等の要因により未契約者との移転補償契約の交渉が難航を極めたことによるものである。当該工事の竣工後も事業の進捗が進まなかったことは、やむを得ない事情によるものであり、この間、事業計画を放置することなく交渉を続けていたことを確認できた。また、当該工事により完成確認を得た道路は、第４の２の（１）で述べたとおり、車両の利用を含めた道路の使用がまったくできないわけではなく、今後も、生活道路、産業基幹道路としての利便性の向上を図る道路改良事業として計画は継続している。このことについて、建設部から事情聴取を行った結果、長崎県公安委員会及び長崎県島原振興局と必要な協議を行ったうえで、現在通行止めとなっている県道側交差部を、現状の幅員で車両の進入部に支障がないことを前提に、歩道の整備等に着手し事業を進めていく予定であることを確認した。

よって、「6 年も通行不能な道路の現状は、行政の怠慢である。」という請求人の主張は理由がないものと判断する。

（４）補償手続きについて

請求人は、陳述において、「地権者の補償はあったのか調べてほしい。」と述べ、補償手続きが適正であったか疑義を示している。市は、地元説明会等を経て、市が実施する土地鑑定及び補償費積算にかかる調査の同意を得たうえで、第４の１の（１）に示したとおり、平成 30 年 3 月から令和 2 年 3 月までに土地購入 6 件、物件移転補償 3 件、電線路移転補償 1 件を行っている。土地鑑定及び補償費積算にかかる委託契約関係書類、地権者への土地購入及び補償費の支出書類を確認したが、いずれも適正に財務会計処理が行われていた。

なお、前述した未契約者との移転補償契約の交渉は、第４の１の（２）に示したとおり、平成 30 年 12 月から交渉を続けていたが、未契約者から同意を得ることは難しいと判断し、令和 7 年 11 月をもって交渉を休止している。

よって、補償手続きに違法性、不当性はないものと判断する。

３　結論

以上により、本件請求における当該工事の管理について、請求人が主張するような違法または不当な財産管理の怠る事実は認められず、市は、事業計画を放置することなく、現時点においても計画に基づき道路改良工事を推進していることから、請求人の主張は理由がなく、請求を棄却する。

４　意見

監査結果は以上のとおりであるが、今後の道路改良事業及び財産管理にかかる行政運営の充実に資するためにも、監査委員として市長に対して次のとおり意見を付記する。

本件請求は、当該工事が着工から 6 年も経つのに、いまだに県道側交差部が通行止めになっており、車両が通れる道路を令和 8 年 3 月 31 日までに完成させるよう市長に措置を求めた住民監査請求であるが、違法性、不当性は認められず、請求人が求める期日までに完成を果たす理由はないと判断した。しかしながら、工事が完成した後も、長年に渡り通行止めが続いており、3,000 万円を超える公費で造った道路がなぜ通行できないのか疑義を抱くことは、市民感情として理解できる。やむを得ない事情により事業が順調に進まなかったとはいえ、このような状況がいつまでも続くことは望ましいものではなく、できるだけ早期に事業を完了するよう努められたい。

今後の事業計画については、長崎県公安委員会及び長崎県島原振興局と十分な協議を重ね、安全対策に留意するとともに市民生活の利便性が向上するよう、計画に沿った事業の予算執行及び適正な財産管理の実施を望むものである。